

告示

埼玉県告示第千二百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十一月四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

サミットストア戸田駅店

埼玉県戸田市新曽三百三十八番の二

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 十台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 十台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 四八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四八台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）ナンバー一建物内平面駐車場 午前九時三十分から午後十時三十分

ナンバー二建物外平面駐車場 午前八時四十五分から翌午前一時十五分

（変更後）隔地駐車場 午前八時四十五分から翌午前一時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 二か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 一か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十八年六月二十一日

ニ 届出年月日

平成二十七年十月二十日

二 縦覧期間

平成二十七年十一月四日から平成二十八年三月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十一月四日から平成二十八年三月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課